

改正廃棄物処理法と 三重県産業廃棄物条例について



今般の法改正で条例と関連する事項がありますので注意が必要です。

(1) 産業廃棄物の自社保管に関する届出

項目	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	三重県産業廃棄物の適正な処理に関する条例
対象産業廃棄物	建設工事に伴い生じる産業廃棄物	事業活動に伴って生じる全ての産業廃棄物
保管場所	排出した事業場の外において自から保管	排出した事業場の外において自から保管
対象面積	保管の用に供する場所の面積が300m ² 以上の場所	保管の用に供する場所の面積が100m ² 以上の場所
保管基準	産業廃棄物保管基準が適用	—

* 建設工事に伴い生じる産業廃棄物を保管に要する場所の面積が300m²以上の場合は、法に基づく届出と条例に基づく届出の両方の届出が必要

(2) 排出事業者の産業廃棄物の処理状況確認について

項目	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	三重県産業廃棄物の適正な処理に関する条例
対象産業廃棄物	全ての産業廃棄物	全ての産業廃棄物
確認対象施設	当該産業廃棄物の処理状況に関する確認を行った上で、最終処分終了までの一連の行程(努力規定)	産業廃棄物処分業者が処分するための能力を有していることの確認及び記録(義務規定)
確認事項	委託契約書に沿って産業廃棄物の処理を実施していることを確認	処分するための能力を有しているか確認したことを記録しなければならない。
不適正処分が行われていた場合	—	不適正処分が行われていることを知ったときは、搬入停止や知事への報告等必要な措置を講じる。

改正廃棄物処理法政省令の主な概要

(1) 産業廃棄物収集運搬業の許可の合理化

法第14条第1項及び法第14条の4第1項に規定する産業廃棄物収集運搬業については、積替を行う全ての都道府県又は政令市の許可を受けなければならないが、原則として一の政令市を越えて収集運搬(積替保管を除く)の業を行う場合は、都道府県の許可を受ければよいことになる。

(政令第27条)

注：政令市の許可が必要な場合

- ①政令市の区域内で積替え保管を行う場合。
- ②都道府県内において一の政令市のみで収集運搬を行う場合。

関連改正

- ①許可証の様式に、同一都道府県の政令市の許可有無の欄を設ける。
- ②変更の届出を要する事項として、同一都道府県内の政令市の許可の有無を追加する。
- ③変更の届出をする場合において、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、許可証の書き換えを受けることができる。



(2) 帳簿の備え付けを要する事業者の追加

法第12条第13項において、事業活動に伴い産業廃棄物を生じる事業者で政令に定めるものについて帳簿を備え付けが義務付けられており、産業廃棄物処理施設設置を設置している事業者が対象となっている。(政令第6条の4)

・ 帳簿を備えることを要する事業者

- ①事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら産業廃棄物の処分を行う事業者
- ②事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場内に設置された、許可対象とされていない小規模焼却炉において自ら当該産業廃棄物の焼却を行う事業者

(3) 会社法改正に伴う経理的基礎に関する提出書類の見直し

従前の許可申請書には貸借対照表と損益計算書を経理的基礎に関する書類として添付していましたが、それらに記載されていた内容の一部が、株主資本等変動計算書及び個別注記表に記載されることになったことから、これらの書類を許可申請書に追加する。

(4) 廃棄物処理施設の処理能力を変更する手続き

処理能力が10%以上減少するものについては届出でよいことになった。



【問い】 排出事業者が、収集運搬、処分をそれぞれ違う会社に委託する場合、処分業者に収集運搬業者と交わした契約書を見せる必要があるのか。見せるのであれば、どの程度見せるものか。

【答え】 排出事業者は、収集運搬業者と交わした契約書を処分業者に見せる必要はない。処分業者の会社名程度が分かれば良い。